

(仮称) 泉大津市産業振興新ビジョン策定支援業務の委託事業者募集に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「泉大津市産業振興ビジョン」策定から10年以上が経過したことを踏まえ、新たに「(仮称) 泉大津市産業振興新ビジョン」を策定するため、現在の本市の産業の現状やこれまでの取組の振り返り、市内産業を取り巻く環境の変化や市の計画や施策の整理、体系化を含め、データ収集や高度な分析が必要であることから、策定支援業務を委託する事業者を選定するための企画提案について定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 泉大津市産業振興新ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 泉大津市産業振興新ビジョン策定支援業務委託事業者募集に係る仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

(4) 履行場所

泉大津市内

(5) 契約上限金額

合計 9,900,000円 (取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

令和4年度	4,750,000円
令和5年度	5,150,000円

※令和4年度限度額は、アンケート調査・分析に係る費用を想定。

3. 参加資格要件

募集に参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 応募時点で次のいずれにも該当しない団体等であること

① 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等

ア 破産者で復権を得ない者

イ 法律行為を行う能力を有しない者

ウ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府

を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により手続き中である団体等
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「泉大津市暴力団排除条例施行規則」（平成 24 年規則第 4 号）第 3 条各号に該当する団体等
 - ④ 国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体等
 - ⑥ 泉大津市入札参加者有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等
- (3) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること
- (4) これまでに同種の業務を 1 回以上実施した経験があること

4. スケジュール

項番	手続等	期限等
1	公募の開始	令和 4 年 11 月 21 日（月）
2	必要書類の配布	令和 4 年 11 月 21 日（月）～ 12 月 21 日（水）
3	質問事項受付期限	令和 4 年 12 月 2 日（金）
4	質問事項回答日	令和 4 年 12 月 7 日（水）
5	申込書類の提出期限	令和 4 年 12 月 21 日（水）
6	第 1 次審査（5 社以上の場合）	令和 4 年 12 月 23 日（金）
7	第 1 次審査結果公表	令和 4 年 12 月 26 日（月）
8	プレゼンテーション等	令和 5 年 1 月 10 日（火）
9	結果通知・公表	令和 5 年 1 月 13 日（金）
10	詳細要件合意、協定	令和 5 年 1 月 16 日（月）
11	業務開始	契約締結日以降
12	業務終了	令和 5 年 12 月 31 日（日）

※注意点

- (1) 提出期限に係る受付時間は、いずれも午前 8 時 45 分時から午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 書類等の提出及び連絡については、所定の方法で行うこと

5. 応募手続

公募に参加しようとする者は、次のとおり参加申込書・見積書を提出すること

(1) 提出期間

令和4年11月21日（月）～同年12月21日（水）

午前8時45分から午後5時15分

(2) 提出場所

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市政策推進部地域経済課

(3) 提出方法

次の書類を持参又は郵送で提出すること

（郵送の場合は、簡易書留等を利用すること、かつ、提出期間内に必着のこと）

各様式については、泉大津市ホームページから取得すること

- ・参加申込書（様式第2号） 1部
- ・会社概要の分かる資料（任意様式）
- ・企画提案書（様式任意） 1部
- ・見積書（様式第3号） 1部
- ・決算報告書（複写可） 1部

※直前1年分にかかる決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

賃借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書が必要です。

※法人設立から1年を経過せず、決算報告書がない場合は開業届（写し）を提出すること。

- ・法人の履歴事項全部証明書（複写可） 1部

※参加申込日から遡って3箇月以内に発行されたもの

- ・業務経歴書（様式任意） 1部
- ・納税証明書（複写可） 各1部

①法人税及び消費税については、その3の3（法人）、その3（未納の税額がないこと）のいずれかとする。

②泉大津市税の納税証明書については、本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」とする。

なお、泉大津市の入札参加資格を有している者は、「決算報告書」「法人の履歴事項全部証明書」「業務経歴書」「納税証明書」の提出は不要。

6. 募集内容等に関する質問の受付

本要領及び別紙仕様書に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 受付期間

令和4年11月21日（月）～令和4年12月2日（金）

(2) 受付方法

質問書（様式第1号）に質問事項を記載のうえ、以下のアドレス宛てメールで提

出すること

なお、提出後は到達確認のため、地域経済課まで電話で報告すること
メールアドレス keizai@city.izumiotsu.osaka.jp

(3) 回答日

令和4年12月7日（水）

(4) 回答方法

提出された質問と回答を取りまとめて、午後5時に泉大津市ホームページへ掲載する。

(5) その他

「(1) 受付期間」を過ぎた質問、「3. 参加資格要件」に該当しない者からの質問及び指定した方法以外による質問につきましては、お答えしません。

7. 選定方法

契約候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、（仮称）泉大津市産業振興新ビジョン策定支援業務の委託事業者募集に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査において、次のように決定する。

- (1) 審査委員会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について別紙2に示す審査基準に基づいて審査を行い、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という）以上を得点し、最も高い評価を得た企画提案者を候補者とします。なお、泉大津市が設置する審査委員会において、提案内容の説明や質疑応答を求めることがあります。
- (2) 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により候補者を決定します。
- (3) 企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、候補者を決定します。なお、企画提案者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点以上で選定事業者とします。

8. プレゼンテーションについて

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行います。プレゼンテーション及びヒアリングについては、対面又はオンラインにて実施します。なお、提案者が5者以上の場合は、企画提案書の書面審査を行い、審査委員会において選定された者（3者程度）についてのみプレゼンテーションを行うことができます。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 対面の場合は、紙資料による説明とする。オンラインの場合は、事前に資料のデータを提出し、オンラインの画面上に同一の資料を表示し、説明するものとする。

また、提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和5年1月10日(火) 泉大津市役所庁舎内

※時間等詳細については、別途通知する。

9. 審査項目

審査項目は、別表のとおりとする。

10. 審査過程の非公開

審査委員会は非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けません。

11. 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に書面で通知するとともに、市ホームページにおいて候補者名を公表する。

12. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 「2. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 企画提案者が、事業を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

(6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

14. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

15. 契約について

(1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者が、(仮称) 泉大津市産業振興新ビジョン策定支援業務の委託事業者募集に係る契約候補者となります。
- ② 候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または候補者の本提案における失格事項、もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

候補者と市が業務内容等の調整を行い仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

16. その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例(平成10年3月12日条例第10号)に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を令和4年12月21日(水)までに、地域経済課へ提出してください。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

17. 問い合わせ先

本業務に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

泉大津市政策推進部地域経済課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131 (内線: 2482)

FAX 0725-32-6000

E-mail keizai@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和4年11月21日(月)から施行し、候補者選定後、協定を締結した翌日をもってその効力を失う。

別表
審査項目

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	業務履行能力	業務実績	本業務と同種又は類似業務（総合計画等）についての過去の実績	15
2		技術者実績	本案件を受託した場合の主任技術者となる者が過去に同種又は類似業務（総合計画等）実績があるか。	10
3	見積額		費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5
4	アンケート調査		アンケート調査の回収率向上策について具体的な提案があるか。	5
5	ヒアリング調査		ヒアリング対象企業の選定方法について具体的な提案があるか。	5
6	現状把握		本市の現状や優位性、取り巻く環境の変化などについてビジョンに反映させられるような把握が的確にできているか。	15
7	企画提案内容の妥当性・新規性・独自性・実現性	業務体制	実施体制、支援体制、役割分達等が具体的な内容となっているか。	10
8		業務工程	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性があるか。	10
9		関連計画との整合性	上位計画・関連計画等を踏まえた上で策定に向けての考え方や手法が示されているか。	10
10		新規性・独自性	ビジョン策定にあたって、基礎調査や分析方法などにおいて新規性・独自性のある提案であるか。	10
11	プレゼン能力		プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。	5
合計				100